

## 令和6年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会議事要旨

1 日 時 令和6年4月23日（火）午後7時～午後8時20分

2 場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 欠 席 なし

### 4 議事録（概要）

（事務局）

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員全員に御出席いただいておりますので、選定等委員会規則の開会要件を満たしていることを報告いたします。

本委員会は、委託事業者を選定・評価するという性質上、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、委員のお名前などの個人が特定できる情報は公表しないものとしていたします。また、委員会の議事につきましては、委員名を伏せて会議録を作成し、市のホームページで公開することになりますので、よろしく願いいたします。なお、議事作成のために録音しておりますが、御了承をお願いいたします。

続きまして、本委員会の委員長を選任させていただきたいと思っております。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則では、委員長は委員の互選により決めることとなっております。

<全員一致で委員長及び副委員長を選任>

（事務局）

それでは、以後の進行は委員長に代わらせていただきます。

（委員長）

本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

<委員会の設置根拠、担当事務等について説明>

（委員長）

事務局から資料の説明がありました。委員の皆様からの質問はありますか。

<なし>

（委員長）

それでは、事務局から提案のあった仕様書等の審議に入ります。まず、（1）業務委託

共通仕様書について説明をお願いします。

(事務局)

今年度の4か所の育成室運営業務委託に関しまして、今後、委託事業者をプロポーザル方式によって公募することになりますが、公募に当たっての仕様書等を、委員会で御審議いただくこととなります。

まずは、留守家庭児童育成室運営事業における教材等の公費負担化について御説明させていただきます。こちらは、去る令和6年2月に開会した吹田市議会において、令和6年度当初予算の案件として審議したものでございます。教材等購入の一部については、保護者からの徴収金にて賄っていたものですが、令和7年度からは、直営育成室、委託育成室関わらず、運営に必要な経費として公費負担とするものです。児童一人当たり500円で積算しており、委託育成室においては、令和7年4月分の委託料から1教室当たり年間27万円を積み増して事業者にお支払いする予定です。

1ページ目、「業務目的」、「対象児童及び定員」、「業務実施に関する基本的な事項」等を記載しています。「2 対象児童及び定員」につきまして、今回公募対象としている育成室において、一部教室の広さが異なる場所があり、45人まで受け入れることが困難な教室となるため、一部最大定員を別に定めている支援の単位を除いてという文言を追記したいと考えています。その他、基本的には育成室の運営における条件については、直営育成室と変わりはありませんが、「4 開室時間」におきまして、現在16か所の委託育成室における開室時間は、延長保育を含めると午後7時までとなっており、直営育成室よりも30分長い状況です。更には、令和3年度からモデル事業として、現在では、令和6年度から業務委託により運営開始している2か所を含めて、14か所の育成室で夏休みなど学校の長期休業期間中の開室開始時間を午前8時からとしており、(2)小学校の授業のない月曜日から金曜日に記載のとおり、今年度公募を実施する育成室についても、同様に午前8時からの開室を条件としたいと考えています。

2ページ目、指導員の配置等について、条件を記載させていただいています。配置基準につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて配置していただくこととなり、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、その内の1人以外は補助員に代えることができます。これは、直営育成室と同様の基準配置となり、加えて、担任の内1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育園等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。続いて、主任指導員については、育成室を円滑に運営する上で、連絡体制を明らかにしておくために1人配置することとしています。なお、その主任指導員については、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

2ページ下段から5ページ上段までの「7業務内容」につきましては、大前提として、厚生労働省において策定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や本市条例はもとより、放課後児童クラブの運営主体及び実践者向けに策定された放課

後児童クラブ運営指針及びその解説書の内容と現場育成室の状況を十分に理解した上で業務を遂行していただくこととなります。その上で、仕様書(案)に記載していますとおり、児童の健康管理や適切な遊びの指導などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」等を行っていただくこととなります。

その他、おやつに関しましては、事業者が提供するに当たって、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルゲンの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代については、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告、学級懇談会については、各学期1回程度開催することとし、希望する保護者を対象に個人懇談会を開催し、保護者の方との丁寧な連携を求めること、学校や地域との連携を図ることの義務付けや市が指定する行事についての継続実施など、各項目について具体的に記載しています。

5ページ目、(4)保護者から徴収する費用についてですが、前段を『昼食の提供などの独自取組について、保護者からその費用の全部又は一部を徴収し、実施する場合には、あらかじめ保護者に対してその目的、用途を示すこと。』に文言修正しました。

従前の仕様書においては、『教材費など適切な保育運営のために必要となる物品について、保護者からその費用を徴収し、購入するものについては、あらかじめ保護者に対してその目的、用途を示すこと。』としていました。先ほど御説明させていただきました、教材費の公費負担化に伴い、保護者から徴収する費用については基本的になくなることとなり、独自取組を実施する場合で、かつその費用を保護者から徴収する場合のみ該当すると思われるため文言修正するものでございます。後段については変更ございません。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

教材費の公費負担化というのは保護者にとっては一つの安心材料にもなると思われました。

(委員)

教材費の公費負担化については、育成室によって求められる教材は違ってきますが、上限の範囲内で、どんな形でそれを選択したり、あるいは購入品目自体の購入の可否などどのように判断していくのでしょうか。

(事務局)

品目につきましては、直営も含めてこれから整理をしていく必要がありますので、その辺りは整理後にお示しをしていきたいと思っております。既存の委託事業者に対してもそうですが、従前の扱いから数が減ったり質が低下しないようにということもお伝えしていかないといけないと思っておりますので、引き続き教材費を活用した育成支援の充実につい

て事業者伝えていきたいと考えています。

(委員)

指導員の質の向上というのが非常に大事な視点だと思っています。指導員の配置等の項目で、必要な人数や資格要件といった条件を記載されていますが、資格を持っていることに加えて、質の高い人というような資質という言葉を入れることができるのであれば、入れてもいいと思います。研修に関することだと思いますが、入れることによって共通仕様書でどのように資質を高めていくのかや、新聞報道等を見ているとふさわしくない職員がいる事例もあると思いますので、その辺りをどのように事業者として判断していくのかということに繋がっていくと思います。まずは指導員の配置について、資質面でも豊かな子供と接することができる職員を配置するようということに記載することができるのでしょうか。

(事務局)

まず、短い時間での採用面接の時点で、深い資質のところまでを見抜いていくというのはかなり難しいところがございます。私もがまず考えますが、仕様書にも記載しています、指導員に対する研修を適切に実施し、市が主催する研修についても積極的に活用することという点です。やはり全体として人材不足の状況は変わっていません。その中でいかに人を育てていくのかというところを重点的に事業者にも取り組んでいただきたいと考えています。また、資質の向上を努めていただくというところで、この辺りを事業者としてどう考えているのかを事業者へのヒアリングの際に御確認いただければと考えているところです。

(委員)

性犯罪歴のある者を配置しないことについては明確に記載いただいているので、質の向上を図るという点も入れていただいたら、選定に当たって注目している点を事業者理解していただくことに繋がるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

(委員)

教材費の公費負担化について、教材費分を上乗せして委託料をお支払いするという点ですが、それが本当に教材費として使われているかどうかはどのように検証するのでしょうか。

(事務局)

基本的に委託料の一部として積算をしますので、その教材費の部分だけを取り出して検証するという事は考えていません。

既存の事業者については、委託料になるからといって、質が落ちるようなことはしないように周知する予定です。

今後選定する事業者については直接報告は求めませんが、募集要領の評価項目と基準の中で、適切に教材費の金額を見込んでいるかという点について、選定の中で見ていくことにはなります。

実際に委託が始まった後に、詳細な確認を行うことは考えていませんが、趣旨についてはこういう経過があるということはお伝えしていきます。

(委員)

委員の皆様からの意見がある程度出揃いましたので、取りまとめに進みたいと思います。事務局からこれまでの意見を踏まえた上で、もし変更点等がございましたら説明をお願いします。

(事務局)

指導員の配置等について、その他のこの研修の部分に、資質の向上を図るという文言を入れるかどうかを、運営指針も踏まえながら検討したいと思います。

(委員長)

では、次に次第(2)受託事業者共通募集要領について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1 ページ目、「2 業務概要」について、業務実施場所は、豊二育成室、南山田育成室、佐竹台育成室及び津雲台育成室としています。(1)の注釈3つ目、応募に際しては、対象育成室の見学会を開催しますので、これに必ず参加して、児童の普段の様子等の観察や指導員への質疑等を行い、運営状況をあらかじめ把握しておくこととしています。(3)契約期間について、今年度の10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施することとしています。また、「3 業務準備期間及び契約の締結等」ですが、(2)引継ぎを含めた合同保育という項目内、アには選定事業者決定後に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定を締結すること、イには引継保育を実施する際には、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継保育補助金要領を参照することとしています。引継ぎに係る期間を最大で6か月確保することによって、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分けて、その期間においては、連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎが実施できると考えています。

また、引継保育の期間については、20日以上かつ80時間以上という要件を基本とし、要配慮児の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に、次年度4月から、事業者が円滑に運営する上で必要となる引継ぎを実施し、その実績に応じて事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定職員については、十分な引継ぎを受けていただくことを狙いとしています。

次のウ及びエには引継ぎの方法や最低限受けていただきたい引継時間を記載しています。

次の「4 参加資格要件」については、(2)に記載の保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。また、(3)で現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急のトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。(4)には「2 業務概要」でも御説明させていただきました、対象育成室での見学会に参加していただくことを記載しています。

「5 引継保育に係る補助金」については、補助金に係る概要を記載させていただいており、事業者からの交付申請に基づいて、引継保育完了後に実績に応じた補助金を交付することを記載しています。

次の「6 委託料」については、各育成室の支援の単位数(教室数)と見積上限額、障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの加配配置要員に伴って加算する上限額、委託料の決定と支払時期について記載しています。(1)基本となる運営委託料の上限額には、教材費の公費負担化について先ほど御説明申し上げましたが、1教室当たり年間27万円についても含んでいます。

「7 選定方法」については、一次審査は書類審査となっており、各委員に応募事業者から提出のあった事業実施計画書を評価していただきます。今年度につきましても昨年度と同様に、一次審査の段階で足切りを設けたいと考えています。二次審査につきましても、事業者によるプレゼンテーションと、各委員から事業者へのヒアリングを通して採点していただきます。採点、得点化については、(ア)出席委員の半数以上から採点合計が650点以上、(イ)出席委員の採点の内、最上位と最下位の採点を除いた採点合計の平均が650点以上、(ウ)評価項目3「留守家庭児童育成室の運営方針について」と評価項目8「職員体制について」の各審査基準で、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていないこと、(エ)(ウ)で説明した項目以外の各審査基準で出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていないこと、これら全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

イについては、会計項目の審査方法となっており、最終的にはア及びイのいずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定します。また、ウの2行目以降は、1位と順位付けした委員数が同数であった場合の選定方法を明記しています。

「11 応募期間等」については、4月25日(木)から5月31日(金)までを募集期間とし、質問票の受付は5月10日(金)まで、翌週5月15日(水)にホームページにて回答をしたいと考えています。

次の「12 一次審査」は、7月6日(土)、結果通知については、同月10日(水)を予定しており、「13 二次審査」については、7月20日(土)、予備日として21日(日)、結果通知については、7月26日(金)を予定としたいと考えています。公募箇所数や応募事業者数を考慮して、昨年度よりも書類の確認期間を少し長く取りたいと考えています。また、後ほど御意見をいただきたいと存じますが、応募事業者数によっては二次審査に時間を要することが想定されます。それも踏まえて一日で行うのか、2日連続、2週に跨っ

て実施する等の御意見をいただければと存じます。それによって、結果通知の日程も決定したいと考えております。

13ページ以降については、事業者から提出してもらう書類の様式となっています。様式第1号については、参加表明書となっており、応募する育成室ごととなっています。第2号については事業実施計画書、第3号については、今回新たに様式として定めたいと考えているもので、評価項目と事業者から提出のあった資料の該当ページを対応表としてお示し、審査の際に各委員に活用していただきたいと考えています。様式第4号については、教材費の公費負担化に伴い、様式4の1収支計画書と様式4の3収支計画書（おやつ代・教材費等）を合わせて一つの様式にしたいと考えています。また、様式第4の2収支計画書（引継保育）についても、時給と従事時間、従事日数を記載してもらうようにして、引継ぎの基準を満たしているかどうかを確認しやすくしたいと考えています。

説明は以上でございます。

（委員長）

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

（委員）

今までの経験から言うと、一次審査ではかなりの量の書類を確認するので、書き方について、業者によっては非常に漠然としたものから具体的にわかりやすいものもあるので、できるだけわかりやすいものを提出してほしいというのが委員の希望ですが、それを募集要領にどこまで書けるのか、できるだけそれが事前に伝わっていれば、良い審査ができるかと思いますがいかがでしょうか。

（事務局）

内容面については事業者によりけりだとは思いますが、少なくとも事務局として、もう少しこういう体裁の方が良いと思うところや、気付くところは改善していきたいと思っています。細かいところで言いますと、ファイルの背表紙に育成室名があったほうがわかりやすいとか、インデックスと参加表明書の番号が一致していた方が見やすいとか、そういった点を今回修正させていただきました。

（委員）

せっかく良い取組を考えていても書類審査で全然それが伝わらないようだと、結局それが子供の利益に関わってくるので、事業者への説明も含めてよろしくをお願いします。

（委員）

今回、収支計画書の教材費のところを修正いただいております、併せて37ページの二次審査の会計項目の教材費のところ、一室当たり年間30万円程度見込んでいるかというところを網掛けしていただいておりますが、収支計画書のところで教材費という一つの枠を作っていただいて、おそらく収支計画書を書くときにここに記入していただければと思うので、二次審査でスムーズな審査ができると感じました。ただ、私の方ではなかなか判断つきにくいところではありますが、一般的に応募される事業者にとって、何が教材費

に該当するかは、一般の共通認識としてある程度あるものなのでしょうか。

(事務局)

教材費という文言だけでは、その他の消耗品と混同することもあるかと思いますが、具体例として、けん玉、書籍など保育物品という表現も使いながら、児童に直接的にかかる物だということを強調させていただいたところです。一方で、消耗品費の費目では掃除用品等、具体例をもってわかりやすくしたところです。

(委員)

記載されている例というのは、現在運営されている育成室の中で、代表的で多くを占める教材費を記載しているイメージでよかったですでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員)

二次審査の日程についてですが、事業者からどの程度応募があるのかにも関わってくると思います。1日で終えることが理想ですが、昨年度の応募事業者数や4か所の選定ということを考えると、連続した2日を予定として、一次審査の結果を踏まえて柔軟に決めることができればと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたとおり、基本は1日としながら、事業者数によっては予備日ということで、今回こういう記載をさせていただきました。

事業者数にもよりますが、まずは20日の土曜日に行い、21日の日曜日にも視野に入れて進めさせていただければと思います。

(委員長)

委員の皆様の意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点等があれば説明をお願いします。

(事務局)

いただいた御意見の中で変更点はありませんが、日程の間違いないかなど確認させていただいて最終案とさせていただけたらと思います。

(委員長)

では次に受託事業者選定に係る評価項目及び基準について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

資料2 25ページ目、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準について、一次審査用の評価項目と審査基準を表にしています。審査基準については、審査の視点と一番右には配点を記載しています。項目といたしまして、「1 応募動機について」45点、「2 法人の活動実績・理念等について」115点、「3 留守家庭児童

育成室の運営方針については、「児童の健全育成に対する取組や方針」について240点、「保護者との連携」について90点、「学校及び地域との連携」について45点の計375点、「4 支援を要する児童の受入れについて」90点、「5 児童虐待への対応について」75点、「6 緊急時の連絡体制、安全対策について」60点、「7 守秘義務、個人情報の取扱いについて」60点、「8 職員体制について」180点の計1,000点満点となっています。

次の31ページ目、二次審査用の評価項目と審査基準について、事業者にはプレゼンテーション、ヒアリングを行った上で評価していただきます。基本的には一次審査用の項目と大きな変更はございませんが、「2 法人の活動実績・理念等について」という項目の配点を115点から85点とし、その30点分を、34ページにございます「9 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について」という項目に配点して1,000点満点としています。

次に37ページ目、「二次審査用（会計項目）」は、「10 収支計画書について」は、委託料の収支計画書と保護者から実費徴収するおやつ代・教材費等の収支計画書を合わせて70点、「11 法人の経営基盤について」として30点の計100点満点としています。

変更点につきましては、配点はそのままですが、文言の修正等を行った箇所がございます。29ページを御覧ください。評価項目「8 職員体制について」の「安心して継続的に配置できるか」、1つ目、「主任指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。」と2つ目、「主任指導員以外の指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。」です。二次審査用の該当箇所については35ページになります。正規職員、非正規職員の雇用で評価するというものではなく、継続性のある雇用について評価したいと考えています。

次に37ページを御覧ください。会計項目となりますが、「10 収支計画書について」、【委託料の収支計画書】の「充実した事業運営が実施できると認められるか」と【保護者から実費徴収するおやつ代の収支計画書】の「保護者から徴収するおやつ代について適正な収支計画を立てているか」です。教材費については、保護者からの実費徴収から委託料として事業者を支払うこととなるため、教材費を保護者から実費徴収する費用から切り分けて、事業者として元々評価項目でも考慮していた児童用消耗品費等に合わせて教材費に十分な支出を見込んでいることと、保護者から実費徴収するおやつ代についても適正な収支計画を立てているかを評価していただきたいと考えています。

38ページには採点の基準を記載しています。5段階評価を基本としていますが、審査の公正性及び、公平性を確保するために1及び5という評価を加える場合は、その理由を具体的に記載してもらいます。

一次審査、二次審査の選定方法につきましては、募集要領での説明と重複しますため、割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

(委員長)

それでは、委員の皆様からの意見ををお願いします。

(委員)

対象が4か所に増えるということで、どれだけの業者が応募してくるのかにも関係しますが、継続性や人材育成という部分で、同じ業者が何か所にも応募して複数の育成室で選定された場合、その業者がしっかりした運営を担保できるのかどうか。昨年度選定した育成室の実態がわかれば教えていただきたいです。慣れた事業者を受託してもらえる安心感もありますが、複数受託することで、その事業者の経営基盤がぐらついた時に、複数か所の運営が心配になってくるということにもなるかと思います。昨年も複数受託された事業者があったかと思いますが、実態を含めて教えていただけたらと思います。

(事務局)

経営基盤というところでは問題はないと感じていますが、昨年度の実態を踏まえて、引継保育の方法に関して、1者は採用でき次第、次々と引継ぎに入っていく事業者と、もう1者は既存の育成室を運営しながら、その日程以外で引継ぎをしていくパターン、その2パターンが対照的だと感じました。どうしても既存の育成室を運営しながら引継保育を実施すると、かなり指導員に負担があると感じました。法人の体力的なところは問題ないと思いますが、引継保育の実施方法については、アドバイスをしていく必要があると思いました。

(事務局)

御指摘いただいた点については、複数の育成室に応募できないことを条件とすると、事業者の体力面や指導員の確保というところは一定の整理ができるとは思いますが、一方でその制限をかけてしまうことで、事業者が集まらなくなってしまうと、そこもかなりしんどいところですので、なかなか募集要領に記載するのは難しいと感じています。その辺りは我々としても、引継保育の中で事業者に働きかけていく、もしくはヒアリング審査の中で委員の皆様から御確認いただきたいと思います。

(委員)

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策については去年のままだと思いますが、もう5類に移行している状況で、学校現場でもいわゆる制限というようなものはない状況になっています。もちろん1日換気をしたりということはありませんが、新型コロナがちょっと落ち着いたというか、インフルエンザが季節を問わず流行する状況が去年もあり、新型コロナに負けず劣らずインフルエンザのことも意識してほしいという印象があります。何か具体的な対策をしないといけないというようなことはなかなか難しいですが、この状況も考慮していただき、新型コロナウイルス感染症等とある記載を新型コロナウイルスやインフルエンザ等というふうにして、インフルエンザの方もちょっと意識していただくような書き方も良いと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

5類移行になったということで、育成室も学校と同様にコロナ禍の対策を一律に講じるということはもちろんしていません。平時においては、手洗いや換気など日常的な対応を継続するというようにしています。ただ、感染症流行時におきましては、一時的に活動の場面に応じた対策を講じるということで、学校の対応と同じようにしていますので、御意見ありましたように、新型コロナとインフルエンザを併記したいと思います。

(委員)

まず1点目、放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているかというところで、更に細かくいろいろ具体的に学習活動とかICTとかの例を記載しているわけですが、具体的な例まで出すのであれば、趣旨を十分理解しているかだけではなく、趣旨を十分理解した上で、保育内容の向上を図る姿勢があるかと書いた方が認知しやすいと思いますがいかがでしょうか。

2点目は、6 緊急時の連絡体制、安全対策についての、安全に対する意識や取組姿勢が十分かという項目ですが、最近地震が頻発していて、近々大きな災害がいつ起こってもおかしくないと思います。台風とかの場合は事前にある程度進路もわかっているので、子供が早く帰ったり、休室したりと対策ができますが、地震の場合はいつやってくるかわかりません。もちろん日常的な安全対策も重要だと思いますが、災害への対応や安全に対する意識、取組姿勢が十分かと記載することで、提出された資料で確認するマニュアルや避難訓練の内容に、予期せぬ災害への備えがどれぐらいできているかといった視点を持っているというようなアピールになるとと思います。

(事務局)

1点目、放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているかというところで、理解だけではなくて加点要素に繋がるような提案を評価できるということかと思しますのでそういった意味では保育内容の向上を図る姿勢があるかという表現を追加したいと考えています。

2点目、安全に対する意識や取組姿勢が十分かについて、基本的には中身の細かいところの対比を考えると、何の安全かというのはわかった方がいいと思いますので、文言の追加を検討したいと思います。

(委員長)

委員の皆様の見解がある程度出揃いましたので、取りまとめを行います。事務局から、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いします。

(事務局)

1点、新型コロナウイルス感染症についての表現を修正する、あと2点は、放課後児童健全育成事業の保育内容の向上を図る姿勢があるかという観点を追記する、緊急時の連絡体制、安全対策について2番目の項目で災害時等というところを安全に対する意識や取組が十分かというところを追加修正したいと思います。

(委員長)

それでは、これで次第の1から3までの事務局からの説明のあった変更点を修正して、共通仕様書、募集要領、評価項目を完成させたいと思います。修正後の共通仕様書、募集要領、評価項目については、私に一任していただき、委員長の下承をもって決定としてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

それでは、そのようにいたします。

最後にその他の案件に移ります。事務局は説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについて、案件2募集要領でも御説明させていただきましたが、委員の皆様に影響のある日程だけもう一度御確認させていただきます。

事業者選定等委員会の日程でございますが、一次審査については7月6日(土)、二次審査については2週間後の7月20日(土)及び予備日として7月21日(日)とさせていただきます。時間については、応募事業者数によって変わる可能性がございますため、追って委員の皆様と時間調整をさせていただきたいと考えています。

また、別件となりますが、今年度につきましては、千里たけみ留守家庭児童育成室の評価につきましても予定しています。委員の皆様におかれましては、御多忙の中大変恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(委員長)

それでは以上をもちまして、第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を終了します。